4-(1)	廃棄物処理法におけるマニフェスト返送期限の延長
要望の視点	3.その他
規制の 根拠法令	廃棄物処理法第十二条の三第七項 廃棄物処理法施行規則第八条の二十八
要望の 具体的内容	廃棄物処理の管理票(マニフェスト)の写しの返送期限は90日以内となっているが、これを例えば180日に延長、もしくは委託先の被災状況に応じて柔軟に取り扱う。
規制の現状と 要望理由	現状のルールでは、産廃マニフェストのD票回収期限は90日以内となっている(特別管理産業廃棄物の場合は60日以内)。産業廃棄物処理業者の中には、処理再開が6月以降となる会社もあり、定められた期限内を超過することが想定され、また、廃棄物処理を委託している場合でも、委託先が被災し、処理が期限内に終わらない場合も想定されるため。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

4–(2)	廃棄物処理法における産業廃棄物処理委託手続きの弾力的運用
要望の視点	3.その他
規制の 根拠法令	廃棄物処理法第12条第7項、第14条第10項
要望の 具体的内容	①震災の影響により産業廃棄物処理を委託する相手先を変更する場合、変更手続きの弾力的運用を要望する。 ②震災の影響により産業廃棄物処理などを受託していた業者が、被災により他の業者に廃棄物処理などを委託する場合、再委託の条件の弾力的運用を要望する。
規制の現状と 要望理由	①産業廃棄物の収集・運搬や処理処理を委託していた相手先が震災被害を受け処理等が出来なくなった場合、他の処理業者等に変更する必要がある。しかし処理を続けている処理業者等に処理依頼が殺到して、新規の委託契約が進まない可能性がある。よって現地確認などの手続き省略する等の弾力的運用を要望する。 ②産業廃棄物の収集・運搬や処理処理を委託を受けていたが震災被害を受け処理等が出来なくなった場合、廃棄物処理を迅速に進めるために他の処理業者等に変更する必要がある。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

4-(3)	災害廃棄物の処理についての緩和措置
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	廃棄物処理法第6条、第22条、第25条
要望の 具体的内容	災害廃棄物の処理を、市外・県外を含めた産業廃棄物処理業者が収 集運搬および処分できるよう規制緩和する。
規制の現状と 要望理由	災害廃棄物の処理責任は原則市町村にあるが、あまりに被害が大きく処理が進んでいない。また市が廃棄物の受入量を制限していることもあり、これも復旧作業の妨げともなっている。一方、同等の廃棄物を扱っている産業廃棄物処理業者が重機や選別ライン、中間処理施設等の必要施設を有しているにもかかわらず、これを活用できない状況となっている。よって、産業廃棄物か一般廃棄物であるかといった制限を撤廃し、市外・県外も含めた産業廃棄物処理業者が災害廃棄物の収集・運搬、また処分を行なえるようにすべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

4-(4)	廃棄物処理法における産業廃棄物の保管上限の緩和
要望の視点	3.その他
規制の 根拠法令	廃棄物処理法令第十六条第三号、同第十六条第一号 廃棄物処理法施行規則第十二条の五十
要望の 具体的内容	産業廃棄物の保管上限は一日の処理量の十四日分以内だが、弾力 的運用を要望します。
規制の現状と 要望理由	廃棄物処理の発生元が震災の影響を受けていない場合、廃棄物の 発生量は変わらない。発生元に保管できれば問題はないが、廃棄物 の特性、形態及び発生元の敷地面積等により保管ができない場合が 考えられる。容易に処理代替ができない場合、廃棄物処理業の会社 で保管する必要がある。各社の実情に合わせて、地域または期間を 限定した廃棄物処理法において保管上限の弾力的運用を要望しま す。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

4–(5)	震災廃棄物の分別、再利用、処理促進に向けた体制構築
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	廃棄物処理法、自動車リサイクル法、家電リサイクル法など
要望の 具体的内容	震災廃棄物の分別、再利用、資源化を進める体制を構築する。 (1)周辺自治体の援助や産業廃棄物の処理団体が協力可能な仕組 みの構築。 (2)分別後の廃棄物において、出所不明な廃棄物(廃家電、自動車 等)を効率よく廃棄物を処理する仕組みの構築。 (3)震災廃棄物の処理費用負担について、具体的な費用の流れのモ デルを早急に提示。
規制の現状と 要望理由	大量の震災廃棄物が発生しており、その処理が急がれるが処理能力には限界がある。効率よく処理を進めるには、震災廃棄物の分別を進める必要がある。各地方自治体は一般廃棄物の種々の制度にとらわれ、ほとんどが分別されずに混合した状態で最終処分されることが考えられる。その場合、資源回収や処分場の環境に将来問題が生じる可能性がある。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

4–(6)	中間処理後発生物の最終処分
要望の視点	3.その他
規制の 根拠法令	廃棄物処理法
要望の 具体的内容	がれきの多くは自県あるいは他県の一般廃棄物焼却施設で処理する ことが望ましいが、発生する主灰・飛灰は民間の管理型最終処分場も 活用できるようにして頂きたい。
規制の現状と 要望理由	がれきを中間処理する場合、中間処理後の灰の処分がネックとなって、処理が進まなくならないようにするため。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 廃棄物・リサイクル対策部

4-(7)	仮置き場におけるがれきの選別
要望の視点	3.その他
規制の 根拠法令	廃棄物処理法
要望の 具体的内容	がれきは極力現地の仮置き場で選別できるようにし、場所がない場合は、汚染拡散防止措置(コンクリートの打設等)をした近県の敷地にも 仮置き場を設置できるようにして頂きたい。
規制の現状と 要望理由	現地の仮置き場で選別するのが効率的だと思われるため。(処理能力が不足する場合は、現地に破砕設備や焼却炉の設置)
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 廃棄物・リサイクル対策部

4-(8)	有害物、腐敗物等の優先処理と民間処理会社の活用
要望の視点	3.その他
規制の 根拠法令	廃棄物処理法
要望の 具体的内容	木屑、がれき類のような一般的な廃棄物の他に、有害物、油・溶剤に 汚染されたもの、腐敗物等がある。これらは、優先して回収し、DM缶 等の容器に入れて、適切に処理できる民間処理会社に委託できるよ うにして頂きたい。
規制の現状と 要望理由	優先的に処理すべき有害物、腐敗物等の処理が一般廃棄物処理施 設のキャパシティの問題で進まなくなることを防ぐため。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 廃棄物・リサイクル対策部

4-(9)	事業用地内における災害廃棄物(震災廃棄物)の処理
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)
要望の 具体的内容	事業用地内の災害廃棄物(震災廃棄物)について、鉄道施設以外のがれき等については、市町村の一般廃棄物処理施設などへの持ち込みが可能とするなど、市町村と同様の取扱いが可能なようにする。(災害廃棄物に関する柔軟な運用)
規制の現状と 要望理由	産業廃棄物以外の廃棄物については、市町村の責務によりその処理を行うこととなっている。(第6条第2項)しかし、鉄道用地内に流れついたがれき等の災害廃棄物については、その取扱いについて明確な定めがなく、自治体によっては、事業活動により発生した産業廃棄物としての処理(第11条)を求める箇所もある。 事業用地内に流れついた廃棄物が産業廃棄物の扱いになると、企業にとって大きな費用負担が発生する。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省、関係自治体(廃棄物処理担当)

4–(10)	建物修繕にかかる廃棄物等の廃棄物処理手続きおよび建設リサイク ルの緩和特例措置
要望の視点	2.復興
規制の 根拠法令	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)・施行令・施行 規則法第14条収集・運搬業者並びに処分業者の許可など
要望の 具体的内容	1. 法律では、排出事業者に適正処理をすることを義務付け規制しているが、今回の大震災によって、発注者が建物施設修繕のため思わぬ(多大な)費用支出が伴うことから、地震・津波による残骸集積箇所への廃棄と同様の取扱いをするよう特例措置の緩和をしていただきたい。 (1)「法第14条収集・運搬業者並びに処分業者の許可」の省略 (2)マニフェストの省略 (3)収集・運搬業者の省略をする代替えとして、所管官庁発行の「許可表示」するか「排出事業者の自主表示」に緩和する。
規制の現状と 要望理由	1. 廃棄物処理については、以前として不法投棄などが後を絶たないことから、現行の廃掃法により、特に建設工事にかかる排出事業者へ適正処理するよう規制をしております。 2. 要望としては、大震災により住宅、学校、病院、公共施設、事務所、工場、遊戯施設、港湾施設等へ甚大な被害を及ぼしているが、当該施設修繕の発注者は、決して余力のある訳でもなく、今回の廃棄物処理の特例措置の適用で、出来ればその処理費用を予算化しないで済むようにして欲しい。
制度の所管官庁 及び担当課	1. 環境省 2. 都道府県知事 3. 政令都市

4–(11)	産業廃棄物の収集運搬と県外搬入の扱い
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条1・各自治体の指導(ex.千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱)
要望の 具体的内容	災害廃棄物は各自治体がその処理責任を負う一般廃棄物扱いとなるが、復旧スピードを優先する排出事業者の中には、自力で産廃としての処理委託を希望するところもある。さらに膨大な廃棄物の量から判断すると非被災地域の処理業者への委託も必要になると思われる。この場合、処理スピードを考慮して、排出場所か処分場所のいずれかの収運許可を有せば委託可とする、受け入れる自治体での県外廃棄物搬入の事前協議も事後で可とする(事前協議を必須としている自治体の場合)、といった対応を希望する。
規制の現状と 要望理由	現状、産業廃棄物の収集運搬は、排出場所と処分場所の両方で許可を取得していないと認められていない。一般的にはわざわざ遠方で処理をするケースは稀であり、許可の取得にも自治体ごとに費用が発生するので多くの収運会社は広域に渡っての許可は取得していない。(広域で許可を取得しているのは大手運送会社にほぼ限定されている。)しかし今回は東北から例えば南関東まで運ぶ場合も想定されるので、排出場所か処分場所のいずれかの許可を有していれば、その業者に委託できるような措置を望む。 また、例えば千葉県では、県外から産業廃棄物を受け入れる際は、事前の協議が必須となっている。その協議のために必要な書類を揃えたり、自治体の担当官のアポ取りをしたりといった時間を短縮して、事後の報告で可とするよう要望する。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省、および各自治体

4–(12)	放射性廃棄物に対する基準の設定
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等
要望の 具体的内容	本件については規制がないため、何らかの基準を設けていただきたい。
規制の現状と 要望理由	放射線を帯びている廃棄物に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で考慮されていないため、廃棄物処理会社においての受入が各社の判断に任されている状態である。結果として同じレベルの線量であっても受け入れる処分場と受け入れない処分場が混在し、混乱をきたしている。排出者から見ればどこに委託したらよいかわからず、収運処分会社から見れば安全を考慮した際にどこまで受け入れてよいかの判断基準がない。円滑で安全な廃棄物処理のために何らかの基準を設けていただきたい。(廃棄物の性状や処理の仕方で扱いが異なるなら、それも含めて)
制度の所管官庁 及び担当課	環境省、経済産業省

4–(13)	燃料油の産廃処理時の収集運搬に関する規制緩和
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	産業廃棄物処理法第12条 産業廃棄物処理法第21条
要望の 具体的内容	津波によって被災したガソリンスタンドの地下タンク内に残存する燃料油による二次災害を懸念される事から他県の産廃処理場での移送・廃棄を検討している。特別管理廃棄物収集運搬の届出及び事前協議書(受入れ県)等申請が必要な事から県外への移送に時間を要するため特例措置として申請の簡略化を検討頂きたい。もしくは、自治体の復興業務の一環として取り扱い、事業者の個別の申請等を免除していただきたい。
規制の現状と 要望理由	産業廃棄物処理法 ・特別管理廃棄物の収集運搬の届出(排出県側) ・事前協議書の提出(受入れ県(処理場)側) の届出・申請が必要。危険物の抜取りの迅速な対応ができるよう届出・申請の手続緩和
制度の所管官庁 及び担当課	環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(14)	復興に向けての瓦礫処理の緩和措置
要望の視点	3.その他
規制の 根拠法令	環境大臣が定める方法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工令 第3条2号イ・他 平成9年8月29日厚生省告示178号)他
要望の 具体的内容	広範な地域で、建物の復興工事の妨げになっているのが、津波被害による瓦礫の処理の遅れであり、環境規制の一時的な緩和措置を要求する。 例えば、可燃物で、焼却時に有害なガスなどの発生の心配がない木材等は、同施工令で規定するところの木くずと同等とみなし、野焼きを許可する。 また、津波により打ち上げられた土砂を山間部に指定場所を決め、一時的な投棄(集積)の許可など、緊急対応として要望する。
規制の現状と 要望理由	津波被害にあった地域では、瓦礫が敷地内に堆積している状況であるが、処分の方法や一般ゴミとして集積場に集めても、大量の瓦礫では収集がつかないのが現実である。そこで、自然の可燃物であれば、ダイオキシンや有毒なガスが発生しないと判断されるものは野焼きの許可を出し、特に木材などのゴミを軽減する。また、分別後埋設しても地下水などの環境への影響が少ない土砂については、山間部へ一時的に仮投棄を許可し、処理作業の軽減を図る。 瓦礫の処理が進めば、インフラや都市の再生が可能となる。 是非、瓦礫処理に対する緩和処置を講じていただきたい。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 環境係

4–(15)	産業廃棄物の保管に関する届出の緩和
要望の視点	3.その他
規制の 根拠法令	廃棄物処理法第12条
要望の 具体的内容	事業者が、産業廃棄物を300㎡以上の場所で保管する場合の届け 出制の緩和
規制の現状と 要望理由	応急住宅建設は、被災者の早期入居のため、緊急性を要するため
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

4–(16)	廃棄物処理法の許可の緩和
要望の視点	3.その他
規制の 根拠法令	廃棄物処理法第14条
要望の 具体的内容	震災復興、応急住宅建設等において、宮城県、福島県の許可を有しない、 廃棄物収集運搬業者の収集運搬を可能にするよう、要件を緩和
規制の現状と 要望理由	被災地の廃棄物処理業者が、不足。 宮城県、福島県の許可を有しないと、廃棄物の収集運搬ができない。 隣接県又は他県からの両県の許可を有しない業者を派遣して応援す るため。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

4–(17)	処理施設に持ち込まれた物件や書類が流失した場合の特別措置
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) 第12条の3第1項~第10項(産業廃棄物管理票) 第12条の4第1項~第3項(虚偽の管理票の交付等の禁止) 第12条の5第1項~第11項(電子情報処理組織の使用) 第12条の3第4項、第10項
要望 <i>の</i> 具体的内容	処理施設に持ち込まれた物件や書類が流失した場合の特別措置を 設ける 例:被災による最終処分確認不能コード(電子マニフェスト) 被災による最終処分確認不能文言のルール化(紙マニフェスト)
規制の現状と 要望理由	(現状) 産廃マニフェストのD票回収期限が90日以内となっている(特別管理産業廃棄物の場合は60日) (理由) 以下のようなパターンが考えられる 1. 中間処理場で物件流失した 2. 最終処分場で物件流出した 3. 中間処理場・最終処分場で紙マニフェストが流出した 4. 中間処理場・最終処分場で電子マニフェストに入力する前に被災した 上記4ケースまたは複合ケースが想定される。 何も特別措置を取らない場合、全ての排出事業者が、平時に行うことを義務付けられているマニフェスト回収の催告が行われる。被災地の産業復興に関わりをもつ処理施設に対し、上記要望を取り纏めて救済期間または救済措置を設けることで緩和することが必要。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 廃棄物リサイクル対策部 産業廃棄物課

4–(18)	震災ゴミの運搬
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	廃掃法
要望の 具体的内容	一般廃棄物として運搬している震災・津波で発生した泥・ゴミ類の運搬を一般廃棄物運搬許可車両に限定せず、一般の運送業者も運べるようにしてほしい。
規制の現状と 要望理由	一般廃棄物運送業者が取り合いになっている。 自社運搬は可能ということで、自社にダンプが足りない場合にはダ ンプを借りて運転手が自社社員であればいいということにはなってい るが、普段、運転に慣れていない社員に作業させるのは危険であるう え、合理性がない。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省

4–(19)	震災ゴミの運搬②
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	廃掃法
要望の 具体的内容	被害を受け、操業再開の見込みが立たない沿岸のセメント工場でセメント原料として活用してきた焼却灰等の処理に際して、自治体間を移動させるときの事前協議を事後届出制にしてほしい。
規制の現状と 要望理由	焼却灰を他の自治体に所在する施設で処理するときには移動先の自 治体との事前協議が必要であるため機動的に対応できない。 場内に置き場が不足する場合は操業を停止せざるを得ない。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省

4–(20)	中小企業以外への震災瓦礫の一般廃棄物扱いの拡大
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	廃掃法
要望の 具体的内容	震災で被災し解体する設備の瓦礫類を一般廃棄物ととして取り扱う 特例について企業規模による取り扱いの枠を撤廃してほしい。
規制の現状と 要望理由	中小企業についてのみ瓦礫類を一般廃棄物として取り扱うことになっているが大きい設備から発生する瓦礫類は設備の大きさに見合って 多く費用負担の影響度には差はない。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省

4–(21)	震災により処理不能となっている産業廃棄物の取扱い
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	廃掃法
要望の 具体的内容	震災で処理先が被災し処理できなくなったために場内に溜まりつつ ある廃棄物も一般廃棄物扱いとして自治体で処分してほしい。
規制の現状と 要望理由	産廃として処理先を探しているが、特定の処理先に集中し、全量を 処理できる見込みが立たない。 場内に置き場が不足する場合は操業を停止せざるを得ない。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省

4–(22)	災害時発生産業廃棄物の収集運搬対象者の特例拡大
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
要望の 具体的内容	災害時発生産廃は、一般廃棄物扱いとなり、地方自治体から委託を 受けた、収集運搬資格を保有しない事業者であっても、運搬収集可能 であるはずだが、その判断を自治体に促進するように通知いただきた い。
規制の現状と 要望理由	震災により、ガラス問屋やガラス工事業者の在庫ガラスが大量に損壊している。またそれら業者による復旧工事で発生するガラスくずは、ガラス工事業者により現場から回収され、工事業者敷地内に保管されている。通常これらは産廃として、ガラス屑産廃収集運搬業者(カレット業者)により回収リサイクルされる。ししかしながらカレット業者は沿岸部のガレキ処理に多忙のため、ガラス屑回収が滞り始めている。これにより工事業者の復旧用ガラス入荷が大幅に遅れ、復旧工事がさらに遅延する悪循環に陥っている。5月にかけてこの傾向は増長するので、復旧工事遅延は回避しがたい。そこで、弊社(廃棄物収集運搬業ではない)が、地方自治体から委託を受けた形で、それらガラス屑をリサイクル目的で回収し、被災地最寄りの弊社関係会社ガラス工場のガラス屑保管場所に一時保管(後日カレット業者を通してリサイクルする)することで、復旧促進に貢献したい。しかし実態は、地方自治体の、震災産廃の一般廃棄物扱い、運搬の委託が行われていない。
制度の所管官庁 及び担当課	仙台市環境局廃棄物管理課 電話:022-214-8226 宮城県廃棄物対策課 震災廃棄物処理対策検討チーム がれき一班 (連絡先:022-211-2657)

4–(23)	廃棄物収集運搬業許可の免除他
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	・廃棄物処理法・地方公共団体の港湾施設管理条例
要望の 具体的内容	震災で発生した廃棄物処理については、下記許可の免除
規制の現状と 要望理由	(規制の現状) ①廃棄物収集運搬業は、輸送区間の発地と着地の許可取得が必要。②遠距離輸送の場合、陸上及び港湾で積替保管の許可が必要(「収集運搬業許可(積替保管含む)、「積替保管施設許可」)となる場合がある。 ③公共岸壁を使用する際には、港湾事務所長から「係留施設使用許可」の取得が必要。 (要望理由) ①廃棄物収集運搬業:取得に時間を要す(1-2ヶ月)。 ②積替保管:特に公共岸壁では「周囲に囲いが設けられていること、飛散・流出等の措置を講ずること」が法で規定されており、許可取得が難しい。 ③係留施設許可:各港湾では、独自の方針に基づいて港湾管理施設条例をたてに、廃棄物の積込・荷揚げを許可しない場合が多い。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策課国土交通省

4-(24)	一般廃棄物処分業及び一般廃棄物処理施設設置許可の免除
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	•廃棄物処理法 •建築基準法
要望の 具体的内容	震災で発生した廃棄物処理については、産業廃棄物の処分業許可を 保有しているものに限り一般廃棄物処分業及び一般廃棄物処理施設 設置許可の免除
規制の現状と 要望理由	(規制の現状) 一般廃棄物処分業および一般廃棄物処理施設設置の許可申請については、業を行なおうとする区域並びに施設を設置する区域を所管する自治体の許可を個々に取得する必要がある。 (要望理由) 新たに許可を申請する場合もしくは品目の追加等許可内容の変更を行う場合は、廃棄物処理法に基づく許可申請の他に建築基準法に基づいて都道府県都市計画審議会の承認を得る必要があり、膨大な事務手続が必要となる。これにより承認までに非常に長い期間を要している。
制度の所管官庁 及び担当課	・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策課 ・国土交通省住宅局

4–(25)	産業廃棄物処分場等の災害廃棄物の二次仮置き場としての使用
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
要望の 具体的内容	稼働中の産業廃棄物処分場や埋立終了した処分場用地を災害廃棄物の仮置き場及び分別処理が出来る施設として使用できるように法改正を行う。
規制の現状と 要望理由	災害廃棄物は自治体が一般廃棄物として処理することになっているが、一次仮置場の確保が困難となっており、早期の復旧・復興に向けて大きな障害となっている。この現状を改善するため、産業廃棄物処分場や処分場跡地(一般廃棄物処分場も含む)を二次仮置き場として使用できるように法改正を行う。仮置き場では廃棄物中の有害物質による土壌・地下水汚染リスクが懸念されるが、廃棄物処分場においては遮水機能や水処理施設が設備されているため土壌・地下水汚染のリスク低減が図られる。また、処分場内での分別作業が出来るようにする事により、リサイクルを推進し最終処分量を減らすことが出来る。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課

4–(26)	廃棄物判断基準における輸送費の取扱いの柔軟化
要望の視点	3.その他
規制の 根拠法令	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)」 において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適 用関係)について(通知)(平成17年3月25日 環廃産発050325002)
要望の 具体的内容	震災で発生した廃木材等の迅速な処理を促進するため、輸送費が 売却代金を上回る場合でも、有償で譲り受けた者が占有者となった時 点以降は廃棄物と見なさず、廃棄物処理施設の許可がないボイラで も燃料として利用できるようにすべきである。
規制の現状と 要望理由	震災で発生した廃木材等をボイラにて燃料として使用する際、輸送 費が売却代金を上回る場合、廃木材等は廃棄物に該当するため、ボ イラが廃棄物処理施設でなければ使用することができない。廃木材等 が製造事業として確立・継続した再生利用に供される場合は、有償で 譲り受けるものが占有者となった時点以降については廃棄物に該当 しないが、熱回収(サーマルリサイクル)に供される場合は適用対象外 となる。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4–(27)	土壌汚染対策法に伴う届出審査期間の短縮
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	土壌汚染対策法
要望の 具体的内容	土壌汚染対策法第4条に基づく「3,000㎡以上の土地の形質変更届 出」に対する審査期間の短縮をお願いしたい。
規制の現状と 要望理由	電力の早期供給力確保に向けて、ガスタービン発電設備の設置等を計画しているが、工事に伴う土地改変面積が3,000㎡以上となる場合、土壌汚染対策法第4条に基づき工事着手の30日前までに届出を行い所定の審査を受けることとなっており、工事着手が遅くなる可能性がある。 そのため、過去の調査等にて汚染の恐れがない土地等については、審査期間を短縮することをお願いしたい。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 水·大気環境局土壌環境課

4–(28)	土壌汚染対策法、条例を規制緩和した場合における浸水部の復旧促 進
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	・土壌汚染対策法 ・岩手県 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に 関する条例
要望の 具体的内容	復旧に際して搬出される浸水部の残土に対しては、土壌汚染対策 法第3条第1項、土壌汚染対策法第4条第1項、土壌汚染対策法第5 条第1項、岩手県県民の健康で快適な生活を確保するための環境の 保全に関する条例、県土壌汚染対策指針の対象外とする。搬出され た浸水部の残土は指定箇所に集積し、新たに制定する残土規則によ り調査を行い、国の費用負担により一元化した汚染土壌処理を行うこ とで拡散防止を行う。
規制の現状と 要望理由	土壌汚染について、土壌汚染対策法では①「有害物質使用特定施設の廃止時」②「3,000㎡以上の土地の改変時」③「土壌汚染により健康被害が生じる恐れがあると都道府県知事が認める場合」に際して地歴調査(約1ヶ月)および表層土壌調査(約3週間)が義務付けられ、汚染が認められた場合の残土搬出の際には、詳細調査(約3週間)を行う必要が生じ、莫大な時間と費用が必要と想定される。浸水箇所ではヘドロの堆積および水を通して運ばれた外部からの有害物質が地山土壌表層部に浸透していると考えられ、過去数十年の土地の履歴を調査する「地歴調査」や、表層50cmの土壌試料を調査する「表層土壌調査」の必要性が認められない。以上のことから、復旧に際して搬出される浸水部の土壌については、各サイト毎に土壌調査を行うのではなく、指定箇所に残土を集積し、まとめて調査を行う形とする。調査は各地方自治体に制定されている残土条例を参考とした「浸水部における残土規則」等を新たに制定し、5000㎡程度のロット毎に行う。処理は大規模な埋立地の確保等が必要になることが考えられるため、前述した土壌調査の結果に応じて国で行う事を基本とする。土地所有者に対する復旧費用の低減が、復日期間の短縮、トータル的な土壌調査・処理費用の低減が可能なことから、復興を含めた復旧の促進につながり、外部への汚染拡散防止効果も期待できる。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省水・大気環境局土壌環境課、岩手県環境生活部環境保全課

4–(29)	土壌汚染対策法の基準値およびガイドライン値を超過する土砂の取扱い
要望の視点	3.その他
規制の 根拠法令	土壌汚染対策法 廃棄物処理法第2条第1項
要望の 具体的内容	土壌汚染対策法の基準値を超過した土砂は、法の枠に縛られず、廃 棄物処理施設や汚染土壌処理施設でも取り扱えるようお願いしたい。
規制の現状と 要望理由	災害廃棄物に含まれる大量の土砂(ほとんどが恐らく津波で、海底より大量に運ばれた砂)の法的な取り扱いが不明である。(廃棄物処理法上の「汚泥」、土壌汚染対策法上の「土壌」、それ以外の「土砂」など)もし、重油、溶剤などで汚染された土砂を「汚泥」として扱うと、処理量が尋常でないため(例えば、石巻市では、600万トンの災害ごみのうち180万トンが土砂)廃棄物処理法上の処理施設がパンクすると思われるので、汚染途上処理施設も活用できるようにしていただきたい。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 廃棄物・リサイクル対策部

4–(30)	一定規模以上の土地の形質変更届出の免除
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	土壌汚染対策法第4条
要望の 具体的内容	この度の災害で毀損した3,000㎡以上の土地の形質を変更する場合 の変更届出の免除
規制の現状と 要望理由	土壌汚染対策法第4条第1項では、3,000㎡以上の土地の形質を変更する場合、土地の所有者等が都道府県知事へ30日前までに届出ることを規定している。今回の一連の震災で毀損した土地や設備を早期に復旧・復興させるため、土地の形質変更を行なう必要がある場合、事前届出により工事の早期着工ができないため、当該規定が早期復旧・早期復興の妨げとなる。このため、第4条1項2号に規定されている『非常災害のために必要な応急措置として行なう行為』の解釈として、今回の一連の災害で毀損した土地や設備を復旧・復興させる場合を含めるよう明示する。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 水·大気環境局土壌環境課

4–(31)	震災ごみ焼却処理仮施設建設工事に関わる緩和措置(建設リサイク ル法)
要望の視点	2.復興
規制の 根拠法令	環境影響評価(条例)、廃掃法設置届出書(廃掃法第9条3) ばい煙発生施設設置届出書(大防法第6条1、第8条1、同規第8条1、 第131) 特定施設設置届出書(DXN法、騒音法、振動法) 建設リサイクル法(解体物、面積、費用による制約)
要望の 具体的内容	震災復興を目的とした操業期間限定の仮施設内での案件に関しては本法令・申請・届出等の免除をお願いしたい。また、適用する場合では提出時期遅延措置及び内容の簡素化等の緩和処置をお願いしたい。
規制の現状と 要望理由	震災地での一日でも早い復興を目指す際に、通常手続きでは復興工事に遅れを余儀なくされる。 また、本仮施設は操業期間満了時以降は解体撤去する予定。 尚、本仮施設は震災ごみのハンドリングを考慮して震災地区内に用 地設定する為、施設の敷地境界を明確にすることが難しい。よって、 敷地境界での規制値見極めが出来ない状況となる可能性大。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省

4–(32)	震災ごみ焼却処理仮施設建設工事に関わる緩和措置(浄化槽法)
要望の視点	2.復興
規制の 根拠法令	浄化槽設置計画書(浄法第5条、第10条の2)及び条例
要望の 具体的内容	震災復興を目的とした操業期間限定の仮施設内での案件に関しては本法令の免除をお願いしたい。また、適用する場合では提出時期遅延措置及び内容の簡素化等の緩和処置をお願いしたい。
規制の現状と 要望理由	震災地での一日でも早い復興を目指す際に、通常手続きでは復興工 事に遅れを余儀なくされる。 また、震災地では現行下水等の整備工事は復旧途中である。
制度の所管官庁 及び担当課	

4–(33)	建設リサイクル法における手続き、分別解体等実施義務の緩和
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
要望の 具体的内容	・自治体への事前届出の日数短縮又は届出の省略・分別解体等実施義務の緩和 (柔軟な運用)
規制の現状と 要望理由	建設リサイクル法の対象工事については、以下の取扱いを実施しなければならない。 ・元請会社から発注者への分別解体等に関する説明(第12条) ・工事着手7日前までに発注者から自治体へ届出(第10条) ・特定建設資材に関する分別解体等実施義務(第16条) 大量の解体工事が発生することが予想され、通常の手続きによる解体工事では、業者や自治体も作業量に対応できず、震災復旧・復興作業を迅速に行う際に、支障をきたす恐れがある。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省、関係自治体(建設リサイクル担当)

4–(34)	工場内被災製品の扱い
要望の視点	2.復興
規制の 根拠法令	リサイクル法
要望の 具体的内容	震災・津波で被災し、市場に出せなくなった製品から再生したパルプ を古紙パルプの特例として認めてほしい。
規制の現状と 要望理由	運用通達(3生局343号)の定義によれば「一度使用され、又は使用されずに収集されたもの」が古紙とされており、汚損した紙も古紙回収業者を通せば古紙として取り扱えるとは考えられるが、一度に大量の製品が津波により潮をかぶり出荷すること自体が全くできなくなっている。合理的に再利用したい。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省

4–(35)	特定粉じん排出作業の届出
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	大気汚染防止法 第18条の15
要望の 具体的内容	特定粉じん排出等を伴う建設工事を施工しようとする者は、特定 粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、都道府県知事に 届出をしなければならないが、この14日前までを緩和する。
規制の現状と 要望理由	震災からの復旧のため、直前の届出、もしくは、事後の届出を認め、変更、追加等の柔軟の対応を実施する。作業の14日以上前(作業の前養生も含)の為、この届出が復旧工事の支障になる場合が有り得る。 復旧工事の場合、予想外の箇所の補修が必要になったり、新たな不具合の発見が予想される為、上述の緩和をする事により、復旧工事をより円滑に進める事が可能となる。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省

4–(36)	被災地における水質汚濁防止法第14条の貯油施設の事故時の報告 と措置実施の除外措置
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	水質汚濁防止法第14条の2 水質汚濁防止法第14条の3 水質汚濁防止法第14条の4
要望の 具体的内容	被災地における貯油施設の水質汚濁防止法 第14条の2の届け出の適用除外 第14条の3の措置命令の適用除外 第14条の4の事業者の責務の免除
規制の現状と 要望理由	規制の対象となる施設や土地の所有者等が被災しているばかりでなく、措置や調査を実施する事業者も機能していない状況にあり、個別の漏洩等の把握が極めて困難である。 よって、個々の事業者の責務で行う措置等ではなく、国もしくは自治体が被災地域全体に対して行う復旧、復興の一環として他施設と共に状況の把握を行うとともに対策の実施をしていただきたい。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省水・大気環境局水環境課

4–(37)	瀬戸法排出枠の域内融通
要望の視点	2.復興
規制の 根拠法令	瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3
要望の 具体的内容	瀬戸法にて厳しく規制されている排出枠を、域内の企業間あるいは自治体(市、県)間で活発に融通が出来るように規制緩和をお願いしたい。
規制の現状と 要望理由	近年の工場の操業停止等で域内の海域の環境負荷が低下している 一方で、工場の排水負荷の増枠については認められておらず、生産 活動の活性化を妨げている。域内全体の環境負荷が増加しない場合 は増枠を認めることも必要と考えます。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省

4–(38)	フロン行程管理票の回収期間延長および処理不明の特別扱い
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	フロン回収・破壊法 第20条の2第4項、省令第6条の8
要望の 具体的内容	1. 被災地域におけるフロン類回行程票の回収期限を一時的に緩和する 例:30日を180日に設定する 等 2. フロン類回収施設、フロン類破壊施設に持ち込まれた含有物件、 処理行程中の回収機器、回収済みボンベ等が流失した場合の特別措置を設ける 例:被災による回収確認不能文言のルール化 被災による破壊処理確認不能文言のルール化
規制の現状と 要望理由	(現状) フロン類回収行程票の回収期限が30日以内となっている (理由) 以下のようなパターンが考えられる 1. フロン類回収施設で物件・回収機器・回収済みボンベを流失した 2. フロン類破壊施設で回収済みボンベ・破壊機器等を流出した 3. フロン類回収施設・フロン類破壊施設でフロン類回収行程票を流出した 上記3ケースまたは複合ケースが措定される。 何も特別措置を取らない場合、全てのフロン類処理委託事業者が、平時に行うことを義務付けられているフロン類回収行程票回収の催告が行われる。 被災地の産業復興に関わりをもつ処理施設に対し、上記要望を取り 纏めて救済期間または救済措置を設けることで緩和することが必要。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 地球環境局 フロン等対策推進室

4–(39)	震災廃棄物処理の際の廃棄物処理施設設置までの許認可の簡素化
要望の視点	2.復興
規制の 根拠法令	環境影響評価法
要望の 具体的内容	廃棄物処理施設を新たに設置する場合、環境影響評価法に基づき都道府県条例で指定される環境アセスメントを実施することが条件となっている。例えば、焼却炉を設置する場合、準備書の作成、環境影響評価、評価書の作成、公告縦覧等一連の手続きを実施するのに、通常2年程度を要している。その後の建設期間を考慮すると、稼動まで3ヵ年を要することになるため、現在の震災廃棄物処理の緊急度を勘案し、今回の被災地に限った特例として一定の条件のもとで期間の大幅な短縮ないしは、行わないことも考慮すべきと提案いたしたい。
規制の現状と 要望理由	要望の具体的内容と同じ
制度の所管官庁 及び担当課	環境省総合環境政策局環境影響評価課

4–(40)	臨港地区での施設建設に関する規定
要望の視点	2.復興
規制の 根拠法令	港湾法
要望の 具体的内容	臨港地区での廃棄物処理施設建設について港湾審査会の審査を免 除願いたい。
規制の現状と 要望理由	震災地での一日でも早い復興を目指す際に、通常2年毎に開催している港湾審査会での審査タイミングにあわせることは困難な為。
制度の所管官庁 及び担当課	

4–(41)	発電機運転によるばい煙量増加に対する緩和措置
要望の視点	3.その他
規制の 根拠法令	エネルギーの使用の合理化に関する法律 第16条 3項
要望の 具体的内容	発電機運転による原単位悪化が、「合理化計画を実施していないと判断されれば、主務大臣は合理化計画を適切に実施すべき旨の指示をする」ことの緩和を要望。
規制の現状と 要望理由	買電中心から自家発電中心の電力受給になることで「原単位」が悪化 し、エネルギーの合理化推進を怠った結果になってしまい、上記指摘 の対象となるため。
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課

4–(42)	工場立地法に関する緑地規定の免除
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	工場立地法
要望の 具体的内容	東日本大震災の地震と津波で生産施設及び緑地に大きな被害を生じており、生産機能が回復する間の敷地の利用を柔軟に考えていく必要があり、また、塩害等を考慮して、緑地の回復には相当の期間が必要と見られ、10年間程度は、工場立地法の適用を免除してもらいたい。
規制の現状と 要望理由	東日本大震災で被害を受けた弊社工場においては、工場立地法に基づき、生産施設面積率、環境施設(緑地含む)面積率の規定が適用されている。環境施設面積率については、「既存工場」の位置付けで、3月10日以前に11%程度を確保していたが、規定上、生産施設の増設時に緑地面積の増設を行わなければならない。今回の津波の被害で、工場は全面が海水で冠水し、緑地が喪失した上、塩害が相当期間残るものと推測される。規定上は被害前の面積率まで緑地を整備することが求められるが、このような海水の冠水などで緑地が喪失するような事態は、法の適用に当たり、想定されていないと推察する。一方、地震と津波で生産施設に大きな被害が生じており、その復旧が急務である。生産機能が回復する間の敷地の利用についても、配置の変更、スクラップ&ビルドなど柔軟に考えていく必要がある。合わせて塩害等を考慮し、緑地の回復には相当の期間が必要と見られ、10年間程度の長期間を要すると見込まれる。
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備 課

4–(43)	災害時の臨時供給における熱量の測定場所
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	ガス事業法第21条、ガス事業法施工規則第21条
要望の 具体的内容	ガス事業法施工規則第21条における「熱量測定が困難な場合において経済産業大臣が指定する場所」として、災害時におけるLNGローリーとガス発生設備(移動式ガス発生設備以外)を用いた臨時供給では、LNGローリー出荷元(基地)を熱量の測定場所として指定可能としたい。
規制の現状と 要望理由	く規制の現状> ガス事業法施工規則第21条では、熱量測定について、「毎日1回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口(当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣が指定したときは、その指定する場所)において測定すること」とされ、災害時におけるLNGローリーとガス発生設備を用いた臨時供給に当たっては、ガス発生設備の出口を熱量の測定場所とする必要がある。ただし、臨時供給を実施する場所では、短期間で熱量を測定する機器(ガスクロマトグ・ラフ、ユンカース)を持ち込むことは困難なため、一旦ガスをサンプリングして郵送し測定実施(毎日1回の熱量測定だが、郵送していたのでは時間差が生じ熱量変動の確認といった保安面においては適切でない)等で対応している。
	〈要望理由〉 LNGローリーは保冷構造となっておりBOG(ボイルオフガス)の発生があまく大気放散しないため、輸送時に熱量の変動(ガス組成の変化)はない。このため出荷元(基地)における熱量測定(ガス組成等)をもって代替可能であり、熱量測定場所として出荷元(基地)を指定可能としたい。
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省 ガス安全課

4–(44)	災害時のガス工作物仮設工事における行政手続きの簡素化
要望の視点	1.復旧
規制の 根拠法令	ガス事業法 第36条の2(工事計画)、第36条の2の2(使用前検査)
要望の 具体的内容	災害時において他のガス事業者使用のガス工作物を融通して仮設工 事をする場合は、工事計画の届出、使用前検査における行政手続き を簡素化する
規制の現状と 要望理由	<規制の現状> 災害時において、本復旧をする際の主な行政手続きは以下の内容であるが、臨時供給する際の仮復旧についての規制はない。ガス事業法第36条の2(工事計画)第1項 第7号では、災害その他非常の場合、工事計画を届け出してから工事を行う必要はないが、工事の開始の後、遅滞なく、届け出なければならないとしている。また、ガス事業法第36条の2の2(使用前検査)では、「一般ガス事業者は、工事計画の届出をして設置又は変更の工事をするガス工作物であり、経済産業省令で定めるものの工事について自主検査を行い、その結果が次項各号に適合していることについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。」としている。 <要望理由> 他のガス事業者使用のガス工作物を融通した仮設工事に当たっては、既に他のガス事業者において工事計画を届出て、使用前検査をしたものであり、これらの行政手続きを簡素化したい。
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省 ガス安全課

4–(45)	NOX・PM規制の緩和
要望の視点	2. 復興
規制の 根拠法令	自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)
要望の 具体的内容	復興及び被災企業の復旧を広域から円滑にするため、一定期間8都府県エリア内でのNOX・PM規制を外す。
規制の現状と 要望理由	現状、NOX・PM法で規定されている8都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県)エリア内で使用する、または通過するローリー、トレーラーは、規制適合車以外での使用が禁止されている。 このNOX・PM法が適用されない被災エリアの被災地支援車両で、同法規制に適用しない車両は、同法の適用を受ける都府県エリア内にて荷の積み降ろしや通過することが出来ず、復興に向けた活動が大幅に制限される。 一定期間、この規制を外すことで、復興活動の大幅な効率の向上が可能となる。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省•国土交通省